

納税ニュース

平成 17 年 11 月 15 日 第 9 号
編集・発行・鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

特集

所得の申告をしていない方へ

収入があるのに申告をしないしていると、公共サービスが受けられない、あるいは追加徴収されたりすることがあります。また、収入が少ない人は、『確定申告(税務署)』の必要はありませんが、『住民税申告(市役所1階税務課)』は必要となります。

収入状況の『申告』をしないと、収入の多少、サービス適用の可否の判断ができないため、サービスを受けられないままになっていることが多くあります。例として、国民健康保険税の軽減ができない場合や、高額療養費(入院などによる医療費の自己負担額が高額になったときに受けられる給付)の支給額が少なくなる場合などがあります。



申告を忘れていると次のことができません。

- ・国民健康保険加入者の高額療養費受給や国民健康保険税の軽減
- ・国民年金保険料の免除(全額・半額)
- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給
- ・医療福祉の受給(マル福)

国民健康保険税の軽減制度は？

所得の少ない人(世帯)は、平等割と均等割の軽減が受けられます

・所得33万円以下.....6割軽減

	医療分		介護分	
平等割	28,000円	11,200円	5,000円	2,000円
均等割	22,000円	8,800円	7,000円	2,800円

・所得33万円 + {24.5万円 × (世帯人数 - 1)}以下.....4割軽減

	医療分		介護分	
平等割	28,000円	16,800円	5,000円	3,000円
均等割	22,000円	13,200円	7,000円	4,200円



問合せ 国保年金課(内線 330~332)

11月は固定資産税の納期です
納期限: 11月30日(水)

国民健康保険に加入・脱退するときは、14日以内に届出を...

問合せ 国保年金課(内線 330 ~ 332)

国民健康保険加入

加入

職場の健康保険を脱退したとき
他の市町村から転入したとき
生活保護を受けなくなったとき
子どもが生まれたとき
など

加入の届出が遅れると.....

国民健康保険に加入する資格ができた月までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。また、国民健康保険証がないので、届出するまでの医療費は、全額自己負担になってしまいます。

国民健康保険脱退

職場の健康保険に加入したとき
他の市町村に転出したとき
生活保護を受けはじめたとき
加入者が死亡したとき
など

脱退の届出が遅れると.....

国民健康保険の資格がなくなった後で、国民健康保険証で医療を受けた場合は、国民健康保険が負担した分の医療費を返還していただきます。

国民健康保険

脱退

税を考える週間標語 鹿嶋市長賞

しっかりと 納めてつくろう 明るい未来

高松中学校3年 小野澤 孝乃さん

11月の休日納税相談と休日納税窓口(毎月第4日曜日)

とき 11月27日(日)9:00 ~ 15:00

ところ 納税対策課(市役所1階)



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成18年1月13日の予定です。